

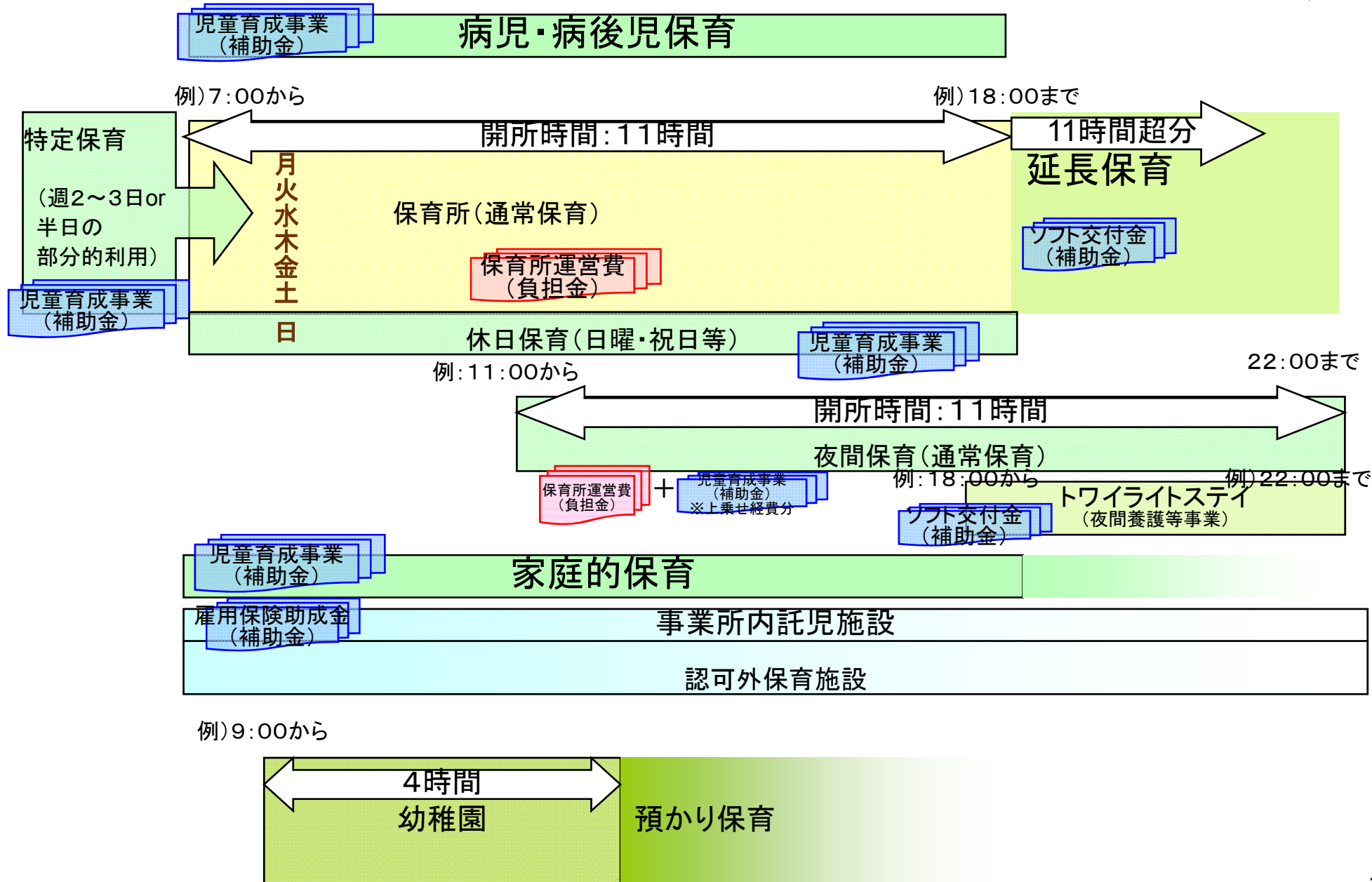
第2回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会	資料1-2
平成21年9月11日	

多様な保育関連給付メニュー について(参考資料)

保育サービスの全体像

時間軸:(早朝)

(深夜)



多様な保育の取組の現状

《事業名》	《事業内容》	《実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:22,925箇所 利用児童数:204万人 (平成21年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	927箇所 (平成20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	77か所 (平成20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の0.34% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	1,057か所 (H20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.6% ◆ 1市区町村当たり0.58か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	1,164箇所 (H20年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童1,753人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.64か所
家庭的保育	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数:130人 利用児童数:491人 (H20年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.07人

注:市区町村の総数は1,811(平成20年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(確定値)」)。

保育所(認可保育所)

(1) 概要

① サービス・給付内容

日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設。
(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)

② 実施状況

- ・実施箇所数:22,925箇所(H21.4現在)
- ・利用児童数:約204万人(H21.4現在)

(2) サービス提供・給付責任

- 市町村に対して、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所における保育を義務付け。
(※ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、自治体単独保育室等における保育等の「その他の適切な保護」をしなければならない。)
- 入所希望者が当該保育所の定員数を上回る場合は、公正な方法で選考。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(※今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。

また、特定市町村(待機児童数50人以上)には、供給体制確保のため「市町村保育計画」の策定を義務付け。

② 施設整備補助

私立保育所については、施設整備補助有り。(※「安心こども基金」)

《国庫補助対象》社会福祉法人・学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所)・日本赤十字社・公益社団法人・
公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人 (※株式会社・NPO法人は補助対象外)

《国庫補助単価》定員90名の保育所を整備する場合の例 1施設当たり8000万円(事業費ベース1億6000万円)

《費用負担》定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当(交付要綱の規定に基づく嵩上げ 国2/3相当、市町村1/12相当、設置者1/4相当)
(※公立保育所については、三位一体改革により、平成18年度に一般財源化。)

(4) 事業開始規制等

- ① 市町村が実施する場合
…都道府県知事に対する届出
- ② 民間主体が実施する場合(※主体制限はなし)
…都道府県知事の認可

(5) サービス利用の仕組み

- ① サービスの必要性の判断
 - ・ 市町村が「保育に欠ける」乳幼児か否かを判断。
 - ・ 具体的な判断基準は、政令で定める大枠の基準に従い、各市町村が条例で設定。
- ② サービス利用の流れ
 - ・ 保護者が市町村に対して希望の保育所の申込みを行い、市町村と保護者の間で利用契約を締結。
(市町村と保育所の間は委託関係)
- ③ 利用料
各市町村が保育料を設定。(国は、国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)
0歳児3人:保育士1人 / 1・2歳児6人:保育士1人 / 3歳児20人:保育士1人 / 4歳以上児30人:保育士1人
- ② 施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)
《0・1歳児》 乳児室(1.65㎡以上/人)・ほふく室(3.3㎡以上/人)・医務室・調理室・便所
《2歳以上児》 保育室又は遊戯室(1.98㎡以上/人)・屋外遊戯場(3.3㎡以上/人)・調理室・便所
- ③ その他
 - ・ 「保育所保育指針」に基づいて、児童の発達に応じた保育を提供。
 - ・ 保育所版の第三者評価基準を作成

(7) 費用負担

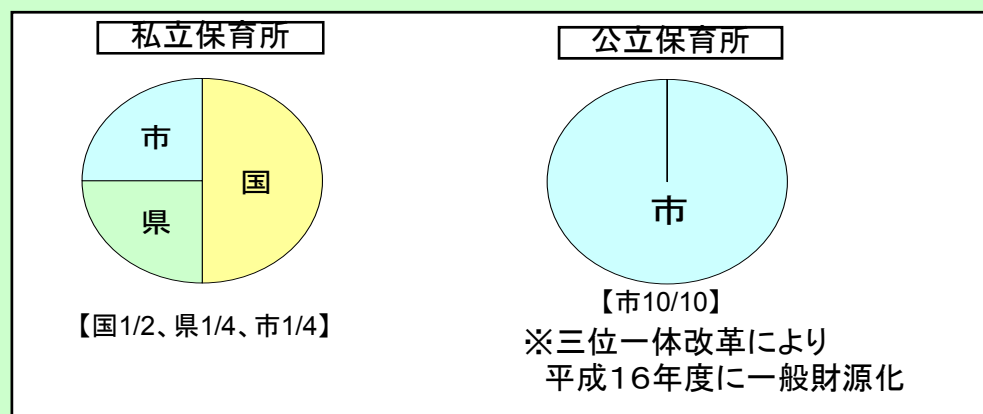
① 運営主体に対する支払い

「保育所運営費」として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を市町村より支払い。

(※利用量(日数・時間)には関連しない単価設定。)

② 費用負担

「保育所運営費」に要する費用について、以下の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



③ 費用額

費用額(全体):約1兆8200億円

公費負担総額:約1兆400億円 (H21予算ベース(公立分は推計による)) ※残余(7800億円)は利用者負担

(8) その他

○ 平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、①教育及び保育を一体的に提供し、②地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。

○ 認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。

延長保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業

② 実施状況

・実施箇所数:15,076箇所(民間分:H19年度交付決定ベース、公立分:厚生労働省保育課調べ)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

(※通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。)

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

(7) 費用負担

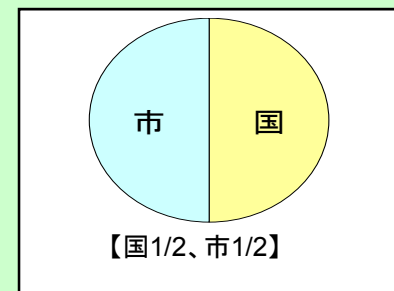
① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。))。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21年度予算ベース))の内数

休日・夜間保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

休日保育：日曜・祝日等の保育を行う事業（※年間を通じて開所する保育所が実施）

夜間保育：22時頃までの夜間保育を行う事業（※開所時間は概ね11時間）

② 実施状況

《実施箇所数》 休日保育：927箇所、 夜間保育：77箇所（H20年度交付決定ベース）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※設置主体（保育所）及び市町村の判断）

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

② 施設整備補助

（※保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。）

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による公共施設での提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

③ 利用料

《休日保育》 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》 通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

休日保育事業：対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業：保育所と同様。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》

休日保育：【認可保育所】117.6～318.9万円、【認可保育所以外】63～220.5万円 (利用児童数に応じた実績払い)

夜間保育：【認可保育所】246万円、【認可保育所以外】150万円

(注)保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

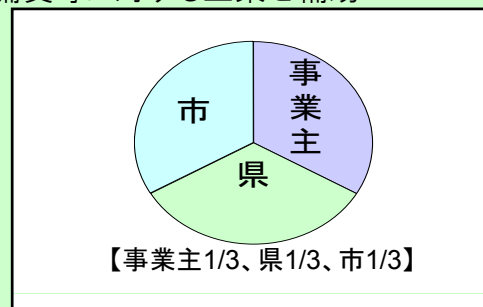
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 休日保育：約40.1億円／夜間保育：約3億4千万円(H21年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育：約20.1億円／夜間保育：約3億4千万円(H21年度予算ベース)※休日保育の残余は利用者負担



特定保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

② 実施状況

《実施箇所数》 1,057箇所（H20年度交付決定ベース）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。））

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

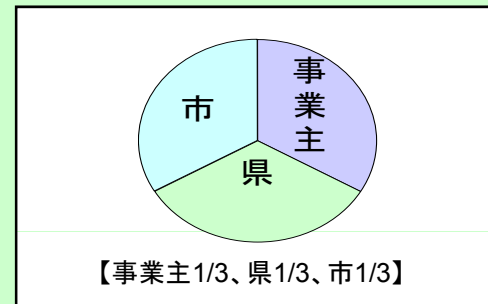
《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約31.5億円 (H21年度予算ベース)
《公費負担総額》 約15.8億円 ※残余は利用者負担



家庭的保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの(※今回の児童福祉法等改正により、市町村を実施主体とするとともに、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)。

② 実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:130人 (H20年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用児童数491人 (H20年度交付決定ベース) ※H21年度予算で利用児童数を5000人へ拡大

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断)
(※今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。
(※今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

② サービス利用の流れ／③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育士又は看護師の資格を有する者1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)

※ なお、連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 家庭的保育者:53,400円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約460万円(年額)

連携保育所又は実施保育所:約170万円(家庭的保育者10人を支援する場合)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

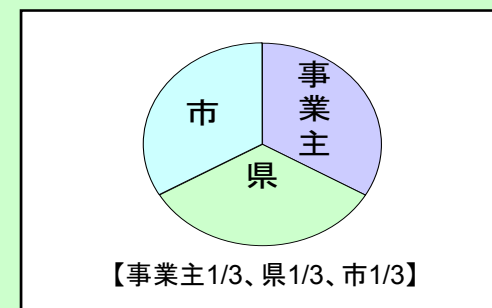
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約75億円 (H21年度予算ベース)

《公費負担総額》 約43億円 (H21年度予算ベース) ※残余は利用者負担



一時預かり事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》 7,651箇所（H20年度交付決定ベース）

※ 一時預かり事業には、保育所型（保育所で実施）と地域密着型（地域子育て支援センター等で実施）がある。また、一時預かり事業（地域密着型）に類するものとして、有資格者（保育士）を1名以上配置するとともに、一定の研修を修了した者を配置する類型を創設）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り））

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出（今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。）

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業を実施する場合には、保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》45～783万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

※一時預かりに類するものとして事業を実施する場合には、
一時預かり事業の9割相当(予算事業)

② 費用負担

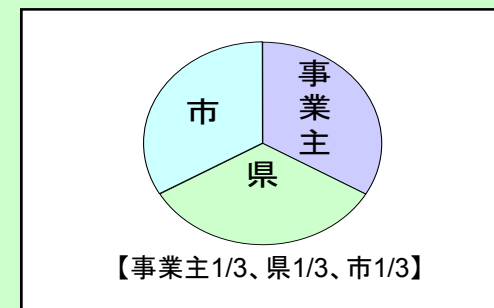
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》約151億円 (H21年度予算ベース)

《公費負担総額》約75億円 ※残余は利用者負担



保育所の分園方式

目的

保育所分園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

具体的内容

1. 対象施設

分園となる保育所は複数設置することができることとする。

2. 定員

1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可であれば30人以上とすることができる。

3. 職員

最低基準を満たしかつ2人以上の必要な保育士を配置。

4. 管理・運営

児童の処遇や保護者等との連絡体制等を十分確保して、さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している場合にあつては夜間保育を行うことができる。また、公立保育所の分園にあつては他の主体に委託することができる。

5. 構造及び設備

保育所に関する児童福祉施設最低基準によることを基本とする。

ただし、設備の基準については調理室は設けないことができるとともに、必要な医薬品を備えていれば医務室を設けないことができる。

また、分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及 その他夜間保育に必要な設備、備品を備えていること。

家庭的保育事業の体系

児童福祉法（抜粋）

◎ 家庭的保育事業の定義【法6の2⑨】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

◎ 保育の実施【法24①】

市町村は、…保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎ 事業の開始等【法34の14①】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

◎ 都道府県による指導監督【法34の16】

- 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。(法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき)

◎ 情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

実施基準（イメージ）

◎ 家庭的保育者の要件

保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であつて、市町村長が行う研修を修了した者

◎ 実施場所等

- 専用の部屋を有すること
- 保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算

◎ 配置基準

- 家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、
- 補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下

◎ 保育内容：保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意

◎ 市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、以下の業務を実施（保育内容の支援、巡回指導・相談、代替保育等）

ガイドライン（イメージ）

◎ 家庭的保育事業の実施体制：家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託

◎ 情報提供：家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知

◎ 家庭的保育者：保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。

◎ 市町村の体制整備：家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備

◎ 研修：保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修

家庭的保育者研修

1 基礎研修（すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得） [家庭的保育者の就業前研修]

科目名	区分	時間	内容	
導入	家庭的保育の概要	講義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健Ⅰ	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健Ⅱ	講義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	心肺蘇生法	実技	120分	
	家庭的保育の実際	家庭的保育の保育内容	講義・演習	120分
家庭的保育の環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト	
家庭的保育の運営と管理	講義	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理	

科目名	区分	時間	内容	
家庭的保育の実際	安全の確保とリスクマネジメント	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身と家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係
	保護者への対応	講義・演習	90分	①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応 ～事例を通して考える～
	子ども虐待	講義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧家庭的保育室で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの対応	講義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊び ー日本の優れた人育て法を用いるー
	研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演習	30分～60分
グループ討議		演習	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方
見学実習	実習	2日以上	複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 ①保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方 ②実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)	
実施自治体の制度について(任意)	講義	60分～90分	①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などのついて	

時間合計：21時間+2日以上

2 認定研修（保育の知識・技術等の習得）

科目名	時間
子ども家庭福祉 （「児童福祉・社会福祉」関連）	4時間
子どもの心身の発達と保育 （「発達心理学」関連）	8時間
子どもの健康管理 （「精神保健」・「小児保健」関連）	8時間
子どもの栄養管理 （「小児栄養」関連）	6時間
子どもの安全と環境 （「小児保健」・「養護原理」関連）	8時間
子どもの保育 （「保育原理」・「教育原理」関連）	6時間
保育実習（Ⅰ） （連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習）	48時間
保育実習（Ⅱ） （連携保育所又は認可保育所において実習） [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）の者を除く。]	20日

看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）

時間合計：88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者（1年未満）
[看護師、幼稚園教諭を除く]

時間合計：88時間+20日

3 フォローアップ研修

[家庭的保育の経験年数2年未満の者]

目的・内容
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎研修において修得した内容を実践した上での、疑問・悩みの解消 関係する行政機関との連携関係の構築 家庭的保育者間の連携関係の構築 <p>(内容)</p> <p>家庭的保育者からの相談・質問を中心とした研修</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育内容の相談（異年齢保育等） 避難経路の確保、避難訓練等の計画 記録等の書類の作成方法 経理方法等の指導 など

時間：各回概ね2時間

4 現任研修

[すべての家庭的保育者]

科目名	時間
最近の児童福祉行政	1時間
家庭的保育の運営・管理	2時間
子ども（3歳未満児）の心身の発達と保育	3時間
子ども（3歳未満児）の健康管理	3時間
子ども（3歳未満児）の栄養管理	3時間
子ども（3歳未満児）の安全と環境	3時間
保護者理解と対応	3時間

時間合計：18時間

5 指導者研修

【保育所又は家庭的保育の経験年数10年以上の保育士】

家庭的保育の保育内容

区 分	内 容
講 義	①子ども家庭福祉の動向（施策） ②社会福祉や保健・医療、教育などの領域の動向 ③関係機関・施設や地域とのかかわり ④保育ソーシャルワーク（講義・演習） ⑤相談援助技術（講義・演習） ⑥スーパービジョン（目的、方法） ⑦ソーシャルアクション ⑧苦情解決と第三者評価 ⑨家庭的保育の運営・管理 ⑩子どもの心身の発達と保育 ⑪子どもの栄養・健康管理 ⑫子どもの安全と環境 ⑬保護者理解と対応
実 習	

家 庭 的 保 育	
形 態	家庭的保育者が居宅等で就学前児童の少人数を保育
子どもの保育の特徴	少人数による個別的対応（一人一人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかに対応） ○十分なスキンシップや応答的関わりによる保育者との愛着形成。 ○一人一人の生活リズムを考慮し、子どもの一日の生活を見通して対応。 ○食事、授乳、排泄等生活面の個別対応による子どもの状態の的確な把握。 ○子どもの発達過程や興味や関心に即した保育を柔軟に展開。 ○子ども同士の間で、異年齢の関わりやきょうだい関係に近い関わりが持てる。
保育の環境	家庭的で温かな環境 ○子どもにとって親しみやすく安心感が得られる家庭の雰囲気や室内環境。 ○生活者である家庭的保育者の生活感や暮らしを彩る様々な配慮がある。 子どもの健康と安全を守るための配慮 ○室内外の衛生及び安全管理や危険防止策の必要性（生活空間を保育環境として見直す） 地域の環境との関わり ○近隣の子育て家庭や住人との親密な関わりがある。 ○地域の関係機関や保育所との連携も可能。
保護者との関わり	少人数による個別的対応（保護者一人一人の状況や心身の状態に応じてきめ細やかに対応） ○日々、保護者と顔を合わせ、子どもや子育てに関する相談に応じたり、日常的なアドバイスが丁寧に行える。 ○同じ保育者が一日を通して子どもをみる。 ○保護者の就労や個々の事情に合わせた柔軟な対応が可能。 ○密接で親密な関わりにより保育者との信頼関係が築かれやすい。

認可外保育施設に関する現行制度

(認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
 - (1) 事業所内保育施設 (ex: 院内保育施設等)
 - (2) ベビーホテル (※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
 - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。
(ex: 東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

(認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われぬ。(※児童福祉施設最低基準)
※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準)

※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準(保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職員	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準 (児童) : (保育士) 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 保育士のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 医務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 屋外遊戯場 3.3㎡/人 調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> 保育室 1.65㎡/人 調理室、便所
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必置) 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) 非常警報器具 カーテン等の防災処理 	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必置) 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) 非常警報器具 カーテン等の防災処理
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> 必要な栄養量を含有 献立の作成 ○健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所保育指針に準じる。

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

認可外保育施設への対応の概要

《1. 認可化へ向けた補助事業》

○ 認可化移行促進事業

(20年度予算額 13 百万円 → 21年度予算額 13 百万円)

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。

○ 認可外保育施設の衛生・安全対策

(20年度予算額 23 百万円 → 21年度予算額 17 百万円)

認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離。

○ 保育所体験特別事業

(20年度予算額 300 百万円 → 21年度予算額 253 百万円)

ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。

○ 保育従事者研修事業

(20年度予算額 49 百万円 → 21年度予算額 50 百万円)

認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。

《2. 多様な保育ニーズに対応するための補助事業》

○ 一時預かり事業(地域密着型)

(20年度予算額 0 百万円 → 21年度予算額 197 百万円)

一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを推進する。

○ 休日・夜間保育事業

(20年度予算額 576 百万円 → 21年度予算額 784 百万円)

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、平成21年度より、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とする。

事業所内保育施設設置・運営等助成金の概要

○ 労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営及び増築を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部や保育遊具等購入費用の一部を支給するもの。

	助成率等	助成限度額		
			1年目～5年目	6年目～10年目及び(※2)
①設置費	2分の1 (中小企業:3分の2)	2,300万円		
②増築費	2分の1	増築	1,150万円 5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備	
		建替え	2,300万円 (5人以上の定員増を伴う建替え)	
③運営費	(大企業) 1年目～5年目 2分の1 6年目～10年目 3分の1 (中小企業) 1年目～5年目 3分の2 6年目～10年目 3分の1			
		通常型	規模に応じ 最高 699万6千円	規模に応じ 最高 466万4千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円	規模に応じ 最高 634万4千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014万6千円	規模に応じ 最高 676万4千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 +165万円	上記それぞれの型の運営に係る額 +110万円
④保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円		

(※1)このほか、平成20年度で廃止となった両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の経過措置分として、918百万円を計上している。

(※2)両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の運営費を受給し、受給期間(5年間)を経過した事業主等又は事業所内保育施設設備等助成事業の新築費を受給した事業主等の場合

病院内保育所事業について

子供を持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部(保育士等の人件費等)や、開設に当たっての施設整備について補助を行う。

○ 平成22年度要求額 2,192百万円(平成21年度予算額 1,994百万円)

※ 22年度要求において、

1. 補助基準額の更なる嵩上げ

- ・ 保育士1人当たりの補助基準を 180,700円/月 → 188,650円/月
- ・ 24時間保育等基準 20,080円/日 → 20,950円/日

2. 児童保育への補助を新設

- ・ 専任の職員を配置し児童保育を実施する場合 238,560円/月

※ 20年度予算において「緊急一時保育」及び「開設のための施設整備費」も補助対象とした

○ 補助率 1/3(国1/3、県1/3、事業者1/3)

○ 平成22年度要求内訳 運営費:1,257百万円(対象か所数1,132か所→1,150か所)

24時間保育:783百万円(対象か所数655か所→623か所)

病児等保育:44百万円(対象か所数56か所→57か所)

緊急一時保育:31百万円(対象か所数25か所→25か所)

児童保育:76百万円(対象か所数80か所)

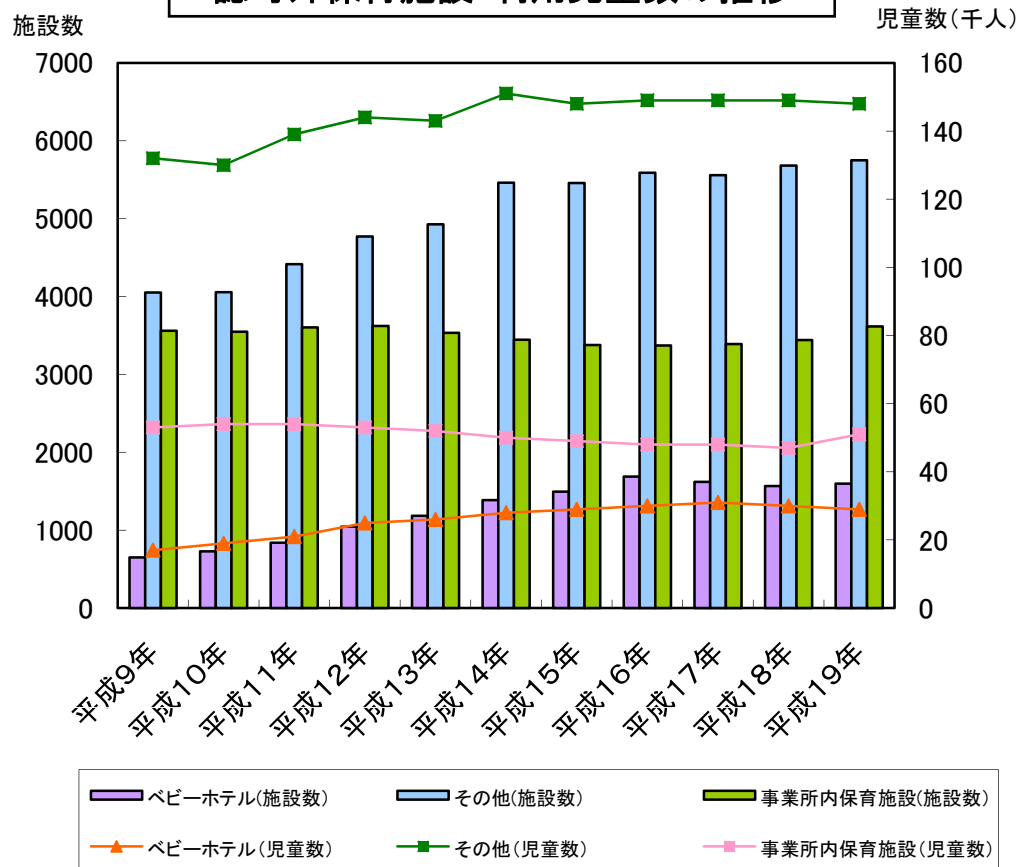
※ 運営費等は民間医療機関のみ対象、施設整備費は公的及び民間医療機関のみ対象

※ 院内保育を実施している病院数 2,754か所(平成17年医療施設調査・病院報告)

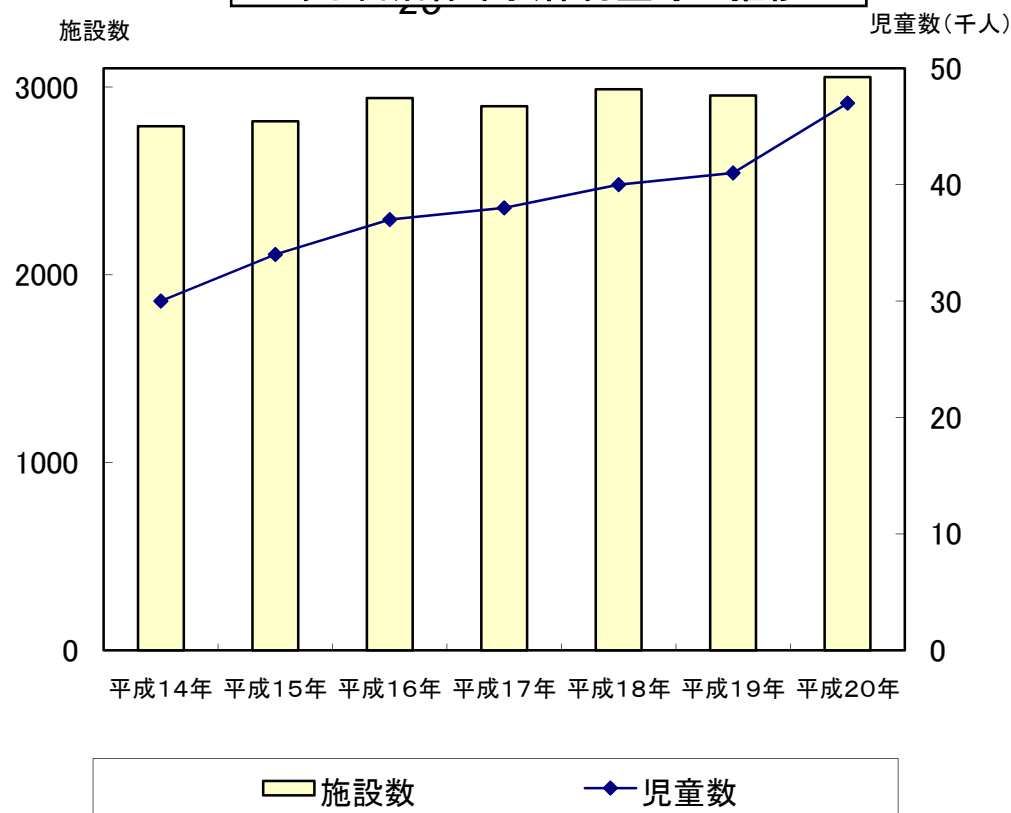
認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室等」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



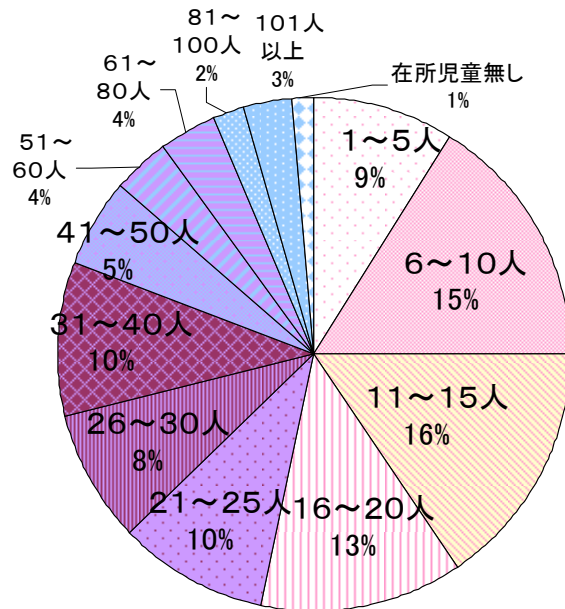
うち自治体単独保育室等の推移



認可外保育施設の規模

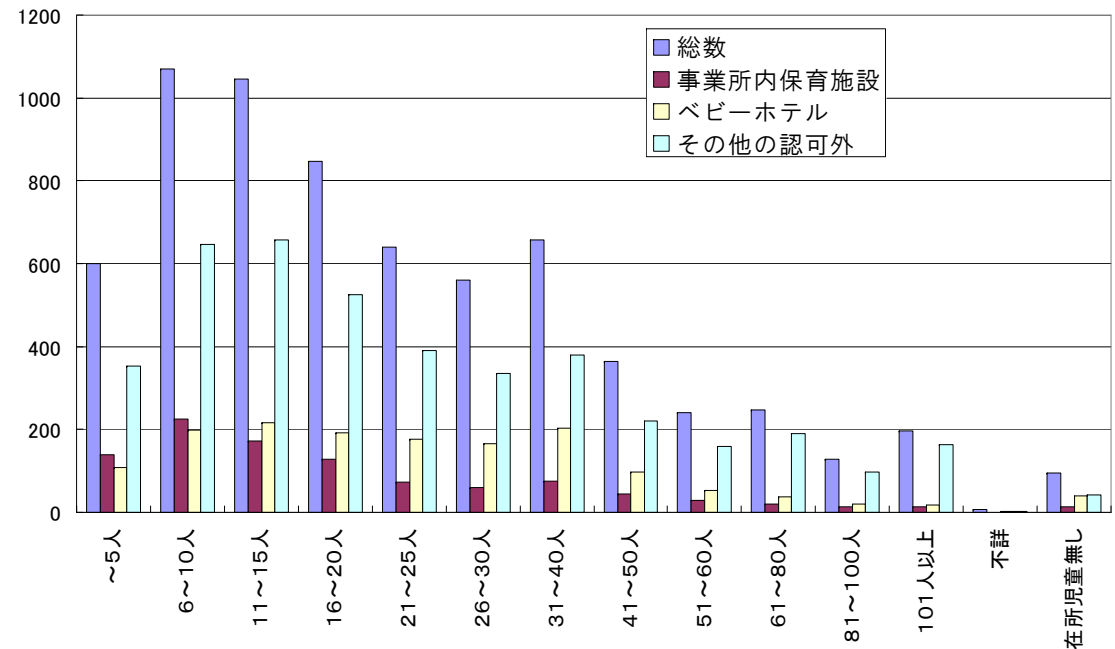
- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の
在所児童数規模別の構成比



認可外保育施設の
在所児童数規模別の分布

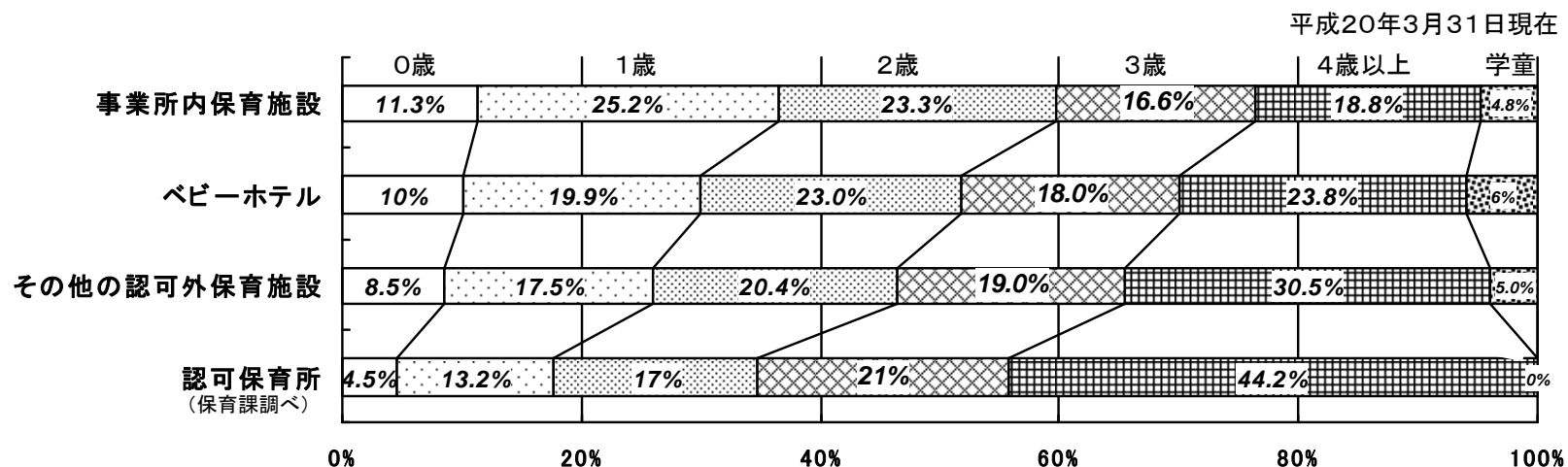
(施設数)



(資料) 平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位：%、ポイント)

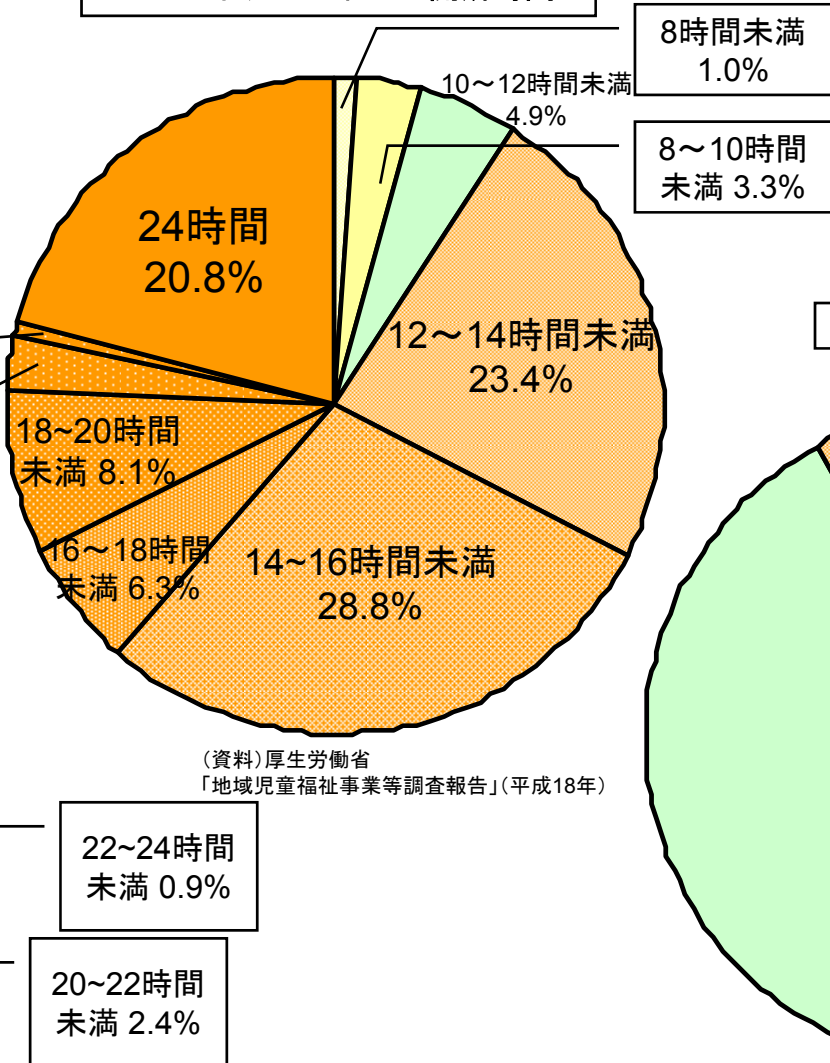
各年10月1日現在

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

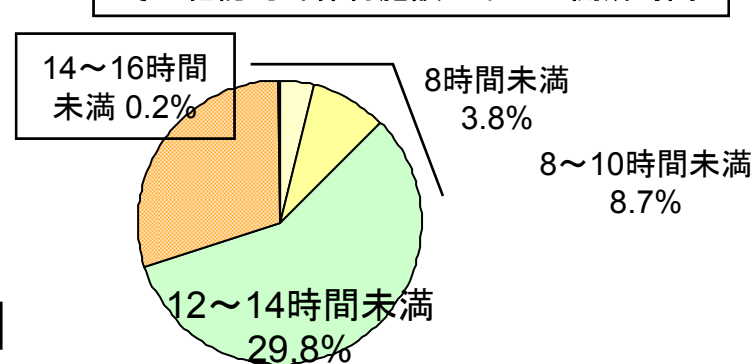
認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。

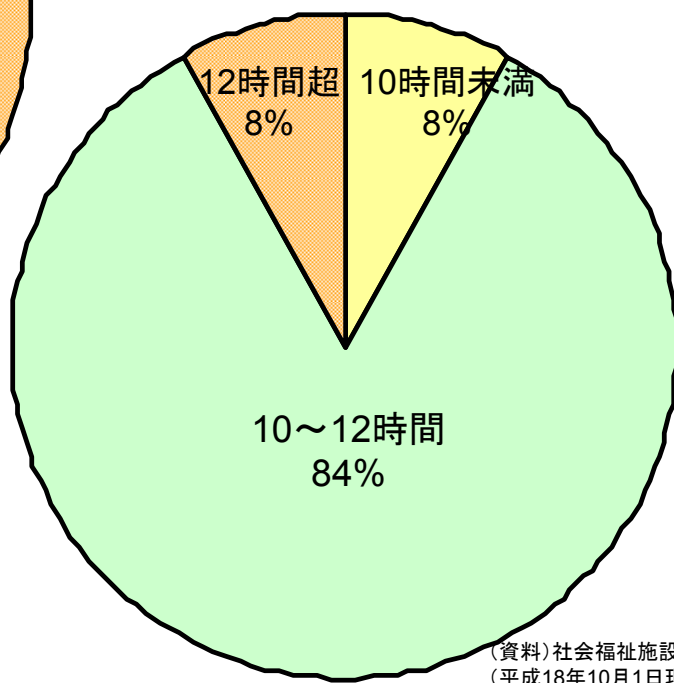
ベビーホテルの平日の開所時間



その他認可外保育施設の平日の開所時間

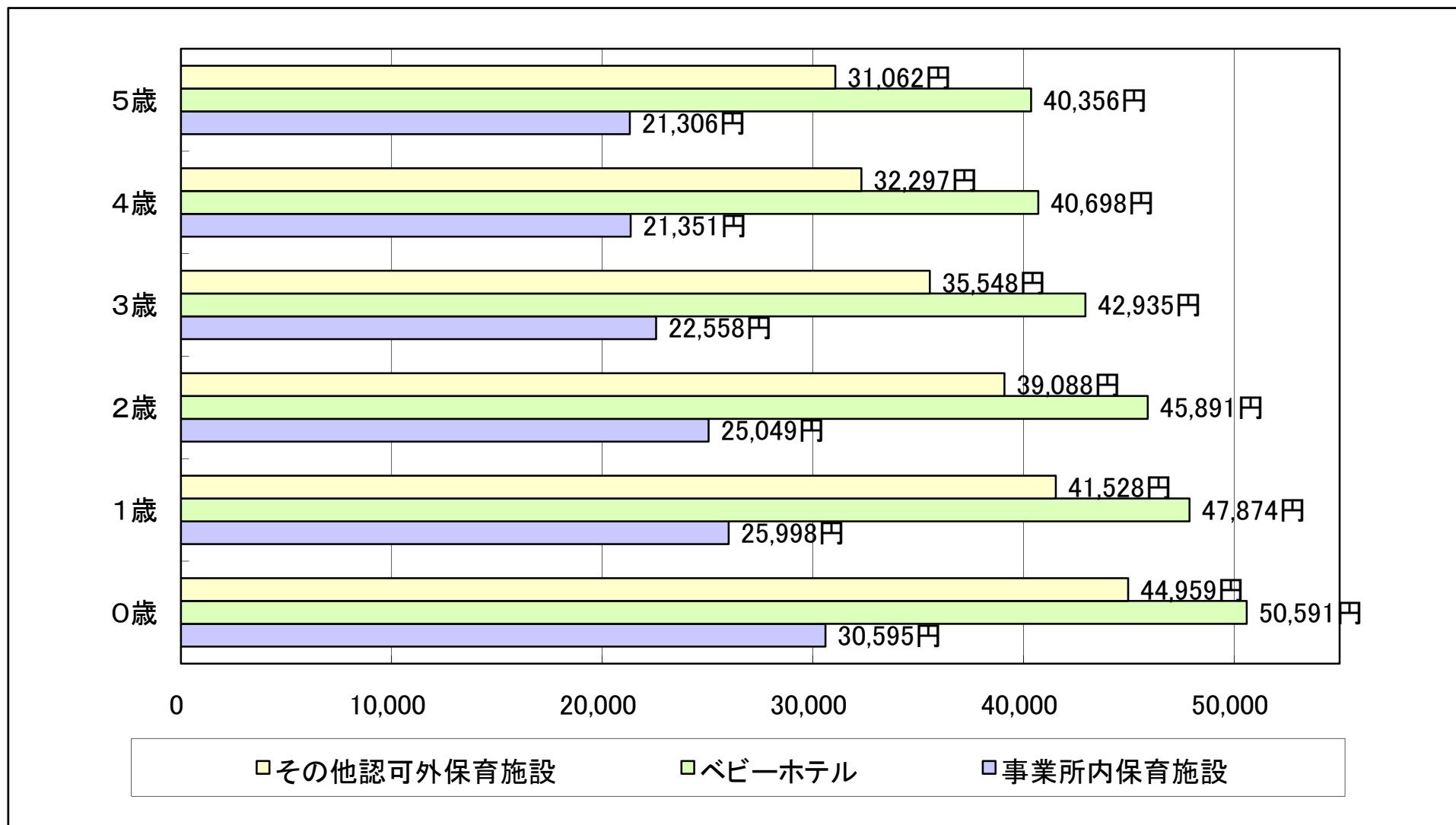


認可保育所の開所時間



認可外保育施設の利用料

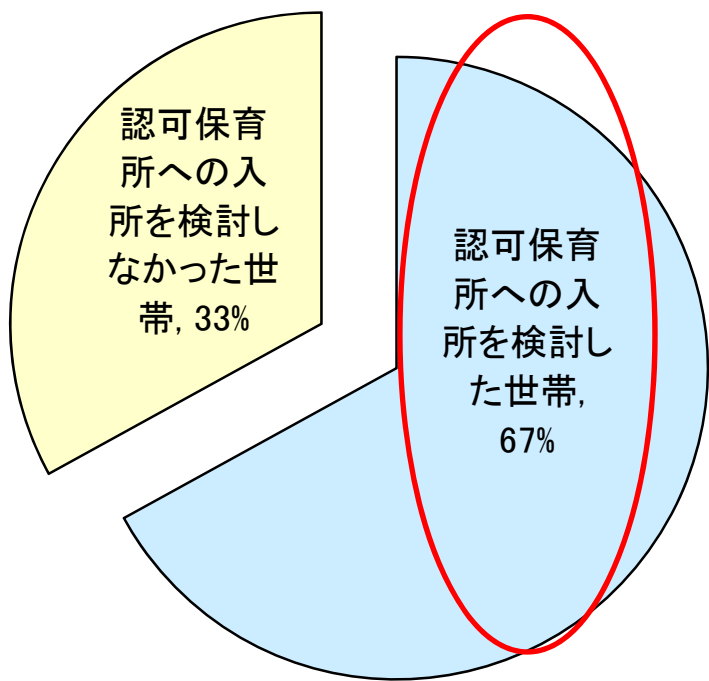
○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の類型の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3～5万程度の水準となっている。



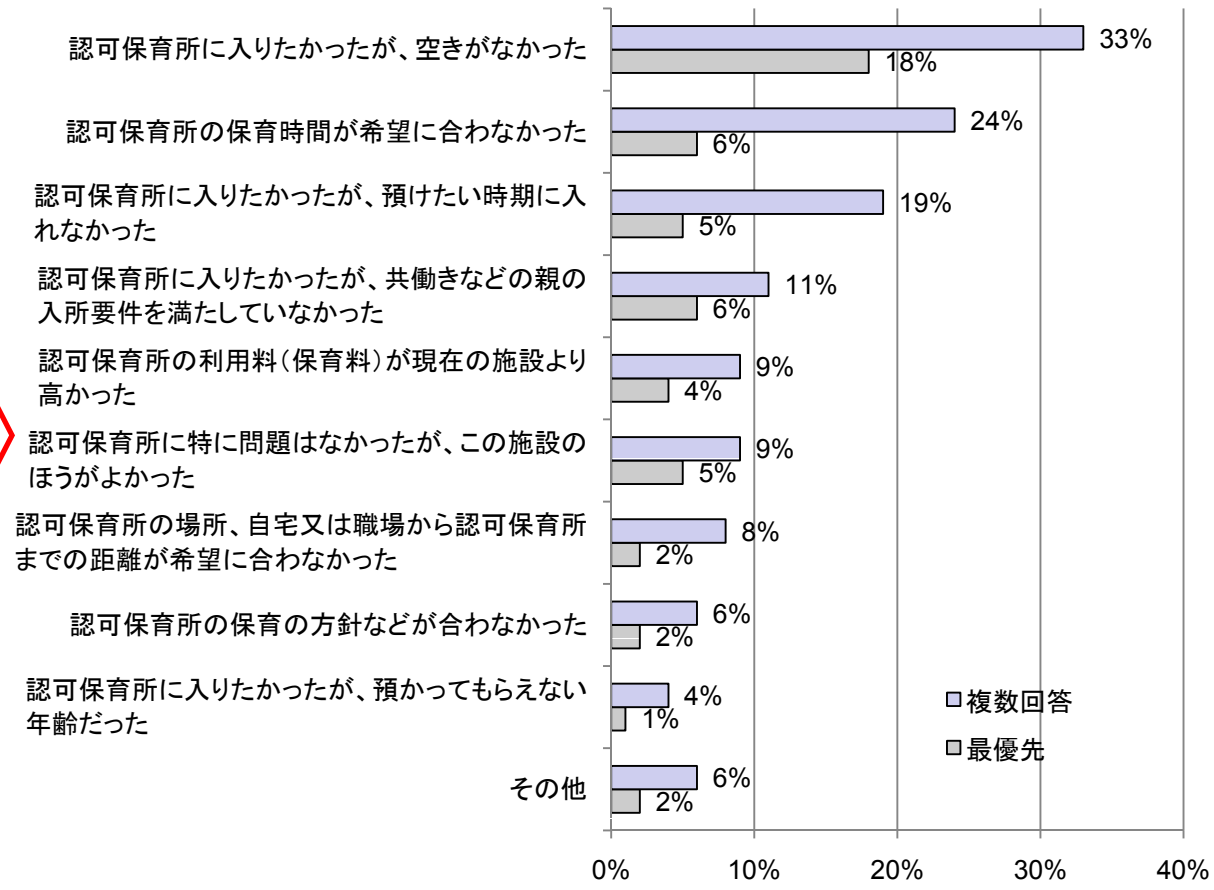
認可外保育施設の利用者の選択の現状①（認可保育所を検討した者）

- 認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所を検討した上で、認可外保育施設の利用に至っている。
- 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものが5割以上を占める(複数回答)。

認可外保育施設の入所に際して認可保育所を検討したか

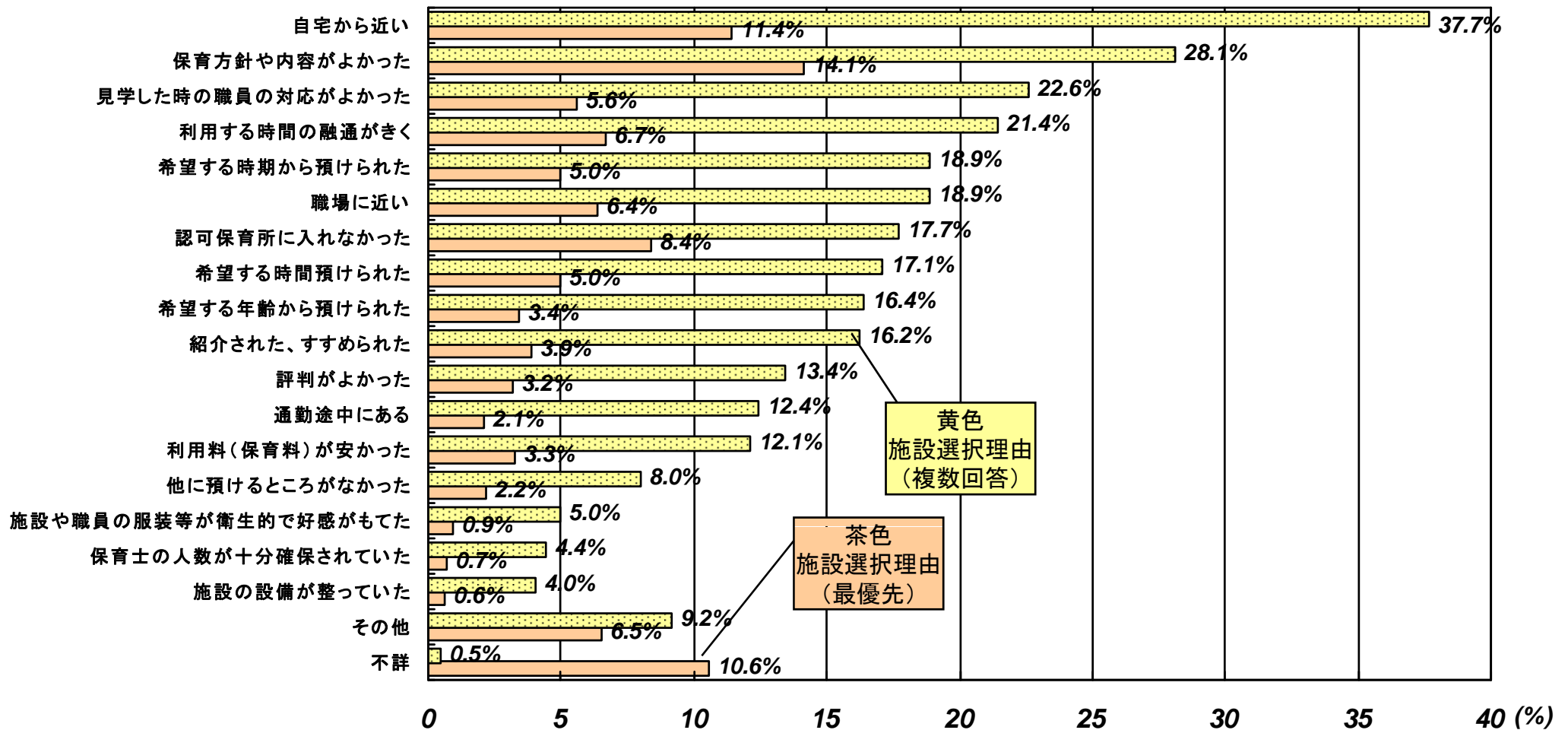


認可保育所を検討した上で認可外保育施設の入所に至った理由



認可外保育施設の利用者の選択の現状 ② (全体)

○ 認可外保育施設の利用者全体(※認可保育所と比較したかどうかを問わず、認可外保育施設を積極的に選択した者を含む)の選択理由を見ると、「自宅から近い」が多く、地理的要素が保育所選択において重視されている。また、「保育方針や内容」で認可外保育施設を選択しているケースも多い。

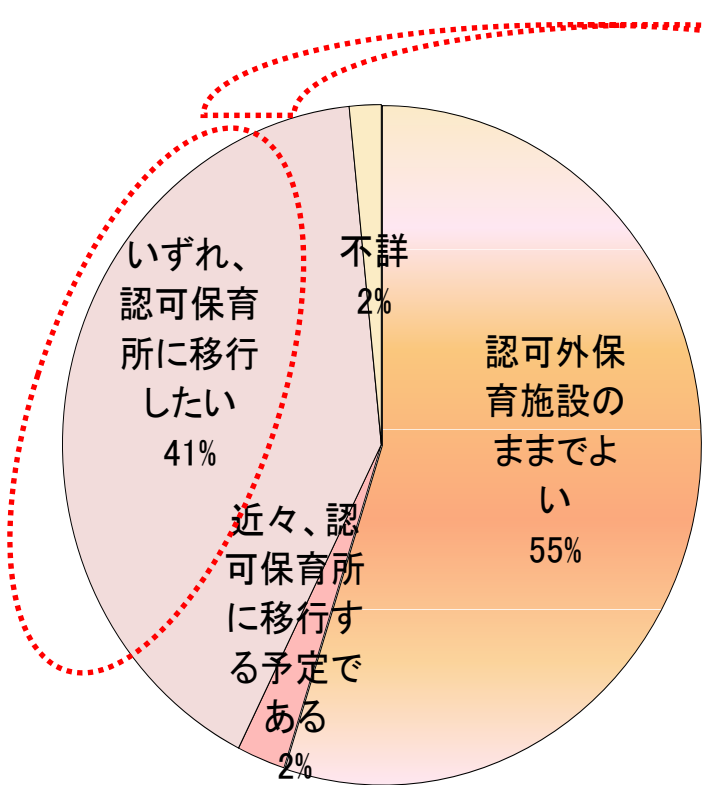


(出典) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成16年)

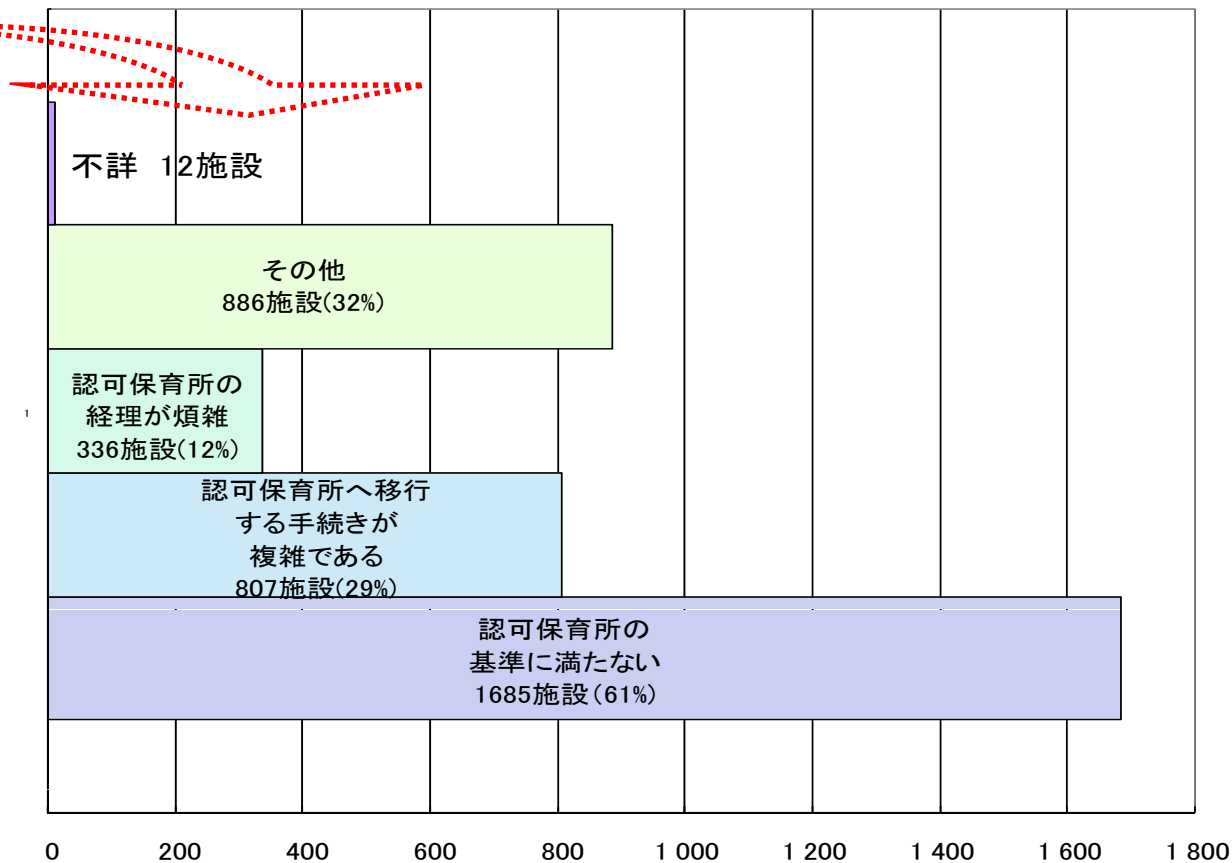
認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。

認可外保育施設の移行希望

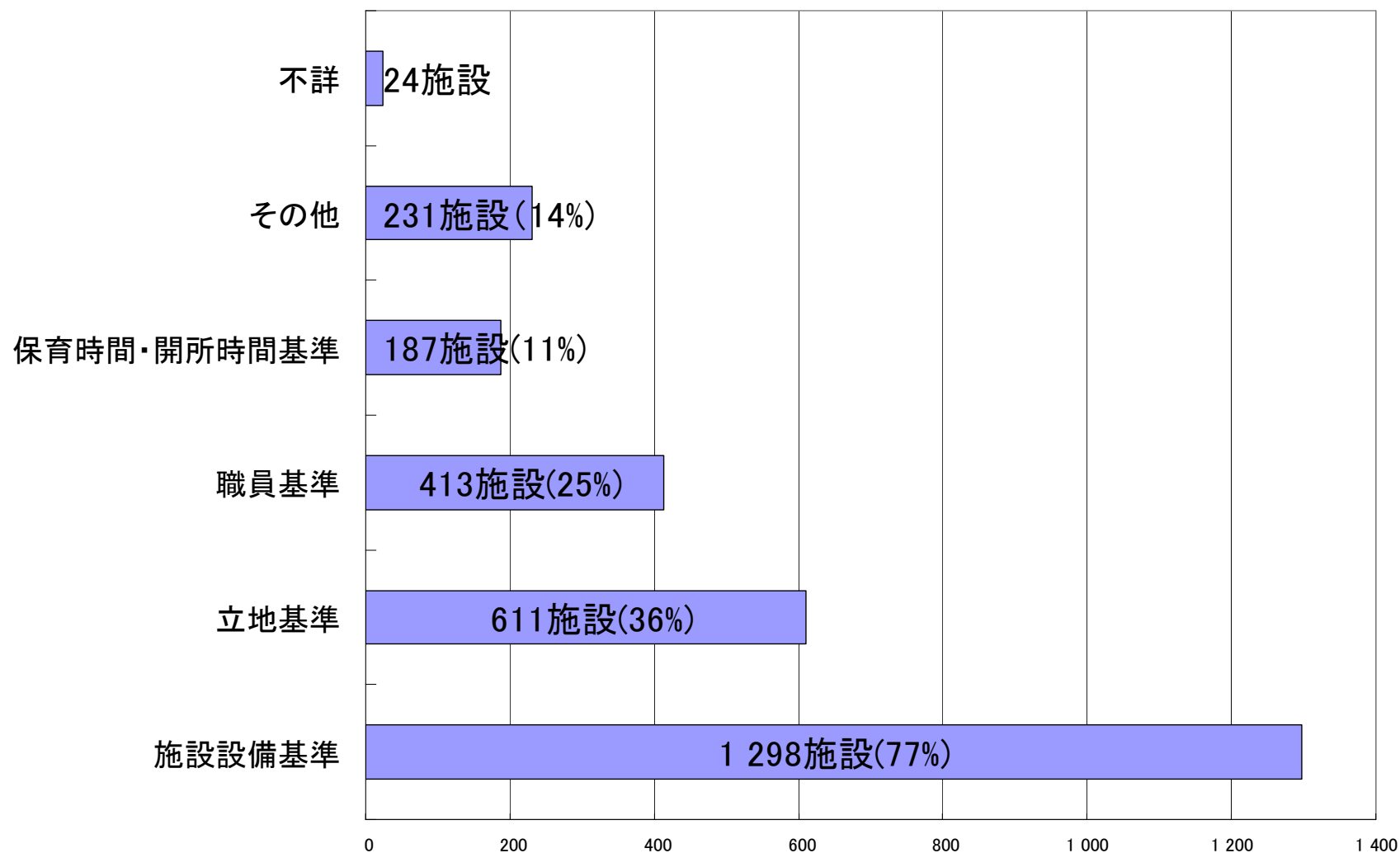


移行希望のある保育所における認可移行上の問題点

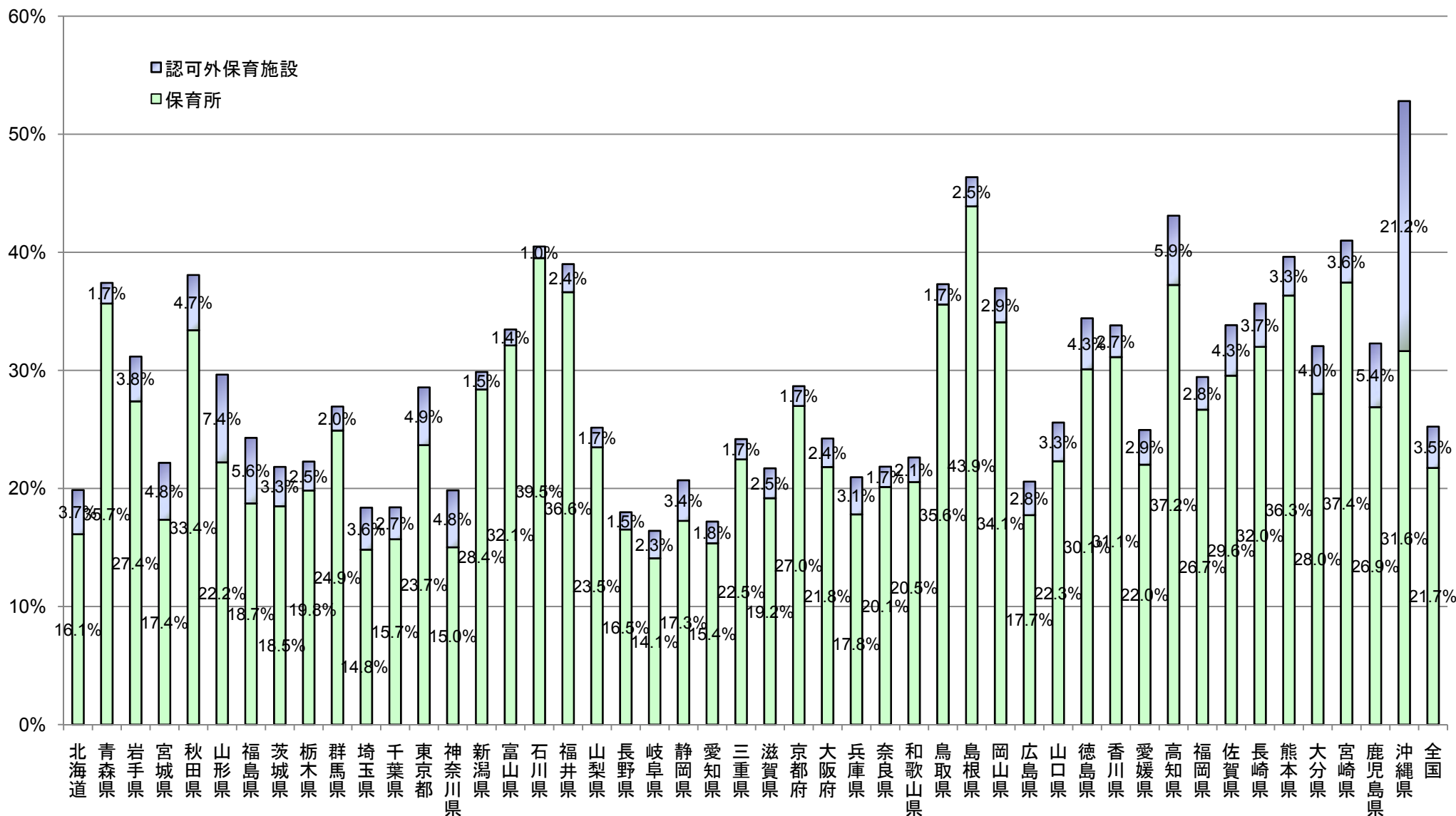


認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

○ 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を挙げている。



3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



※【保育サービス利用率】＝【保育所利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※【認可外保育施設利用率】＝【認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※「保育所利用児童（3歳未満児）」：福祉行政報告例【厚生労働省（平成21年4月1日現在）】
 ※「認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）」：厚生労働省保育課調べ（平成20年3月31日現在）
 「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局（平成17年10月1日現在）】

人口減少地域に関連する保育制度の概要①

(小規模保育所(認可保育所))

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
 - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
 - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
 - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

平成19年10月1日現在

定員規模別	実数			構成比		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営
～30	1,213	542	671	5.3%	4.8%	5.8%
31～45	2,016	1,127	889	8.8%	10.0%	7.7%
46～60	4,696	1,971	2,725	20.6%	17.5%	23.5%
61～	14,913	7,600	7,313	65.3%	67.6%	63.1%
計	22,838	11,240	11,598	100.0%	100.0%	100.0%

人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

(1) 設置場所が、以下の①～④にあること

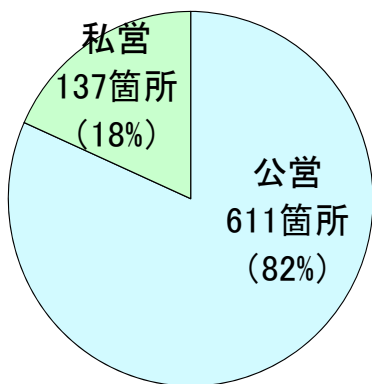
- ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
- ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特地勤務手当の支給を受けている公官署の4キロメートル以内、
- ③ ①・②を受けることとなる地域内
- ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内

(2) 設備・運営が以下の基準に合致すること

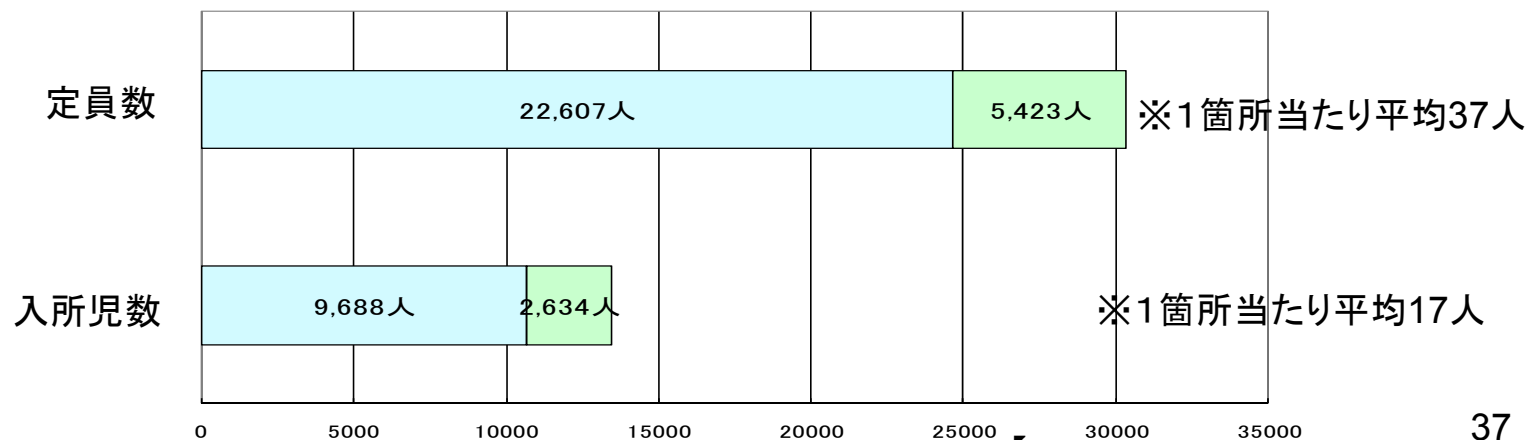
- ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
- ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
- ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
- ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
- ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
- ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



【へき地保育所の定員・入所児数】

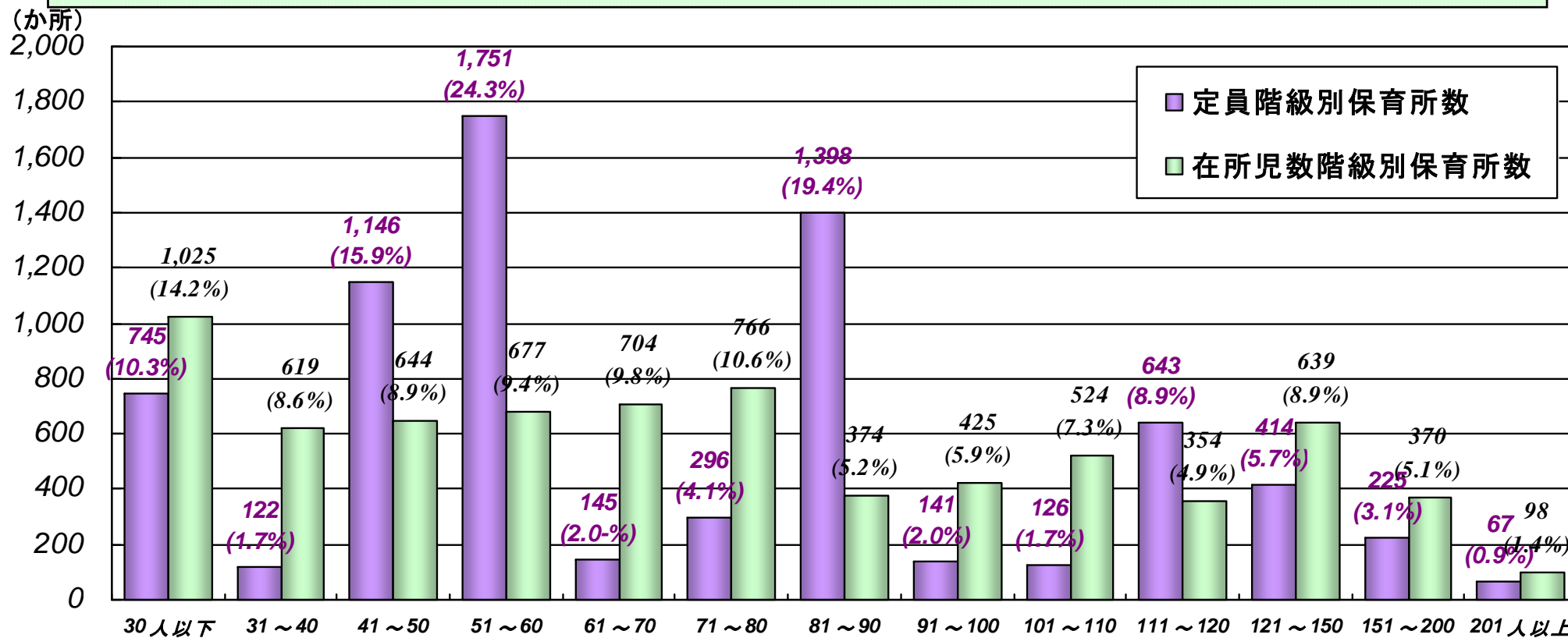


※なお、次世代育成支援対策交付金の平成19年度交付決定数は605箇所

【出典：平成19年社会福祉施設等調査】

過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)
全国の定員
規模別分布

定員60人以下：35.3%

定員61～90人以下：27.6%

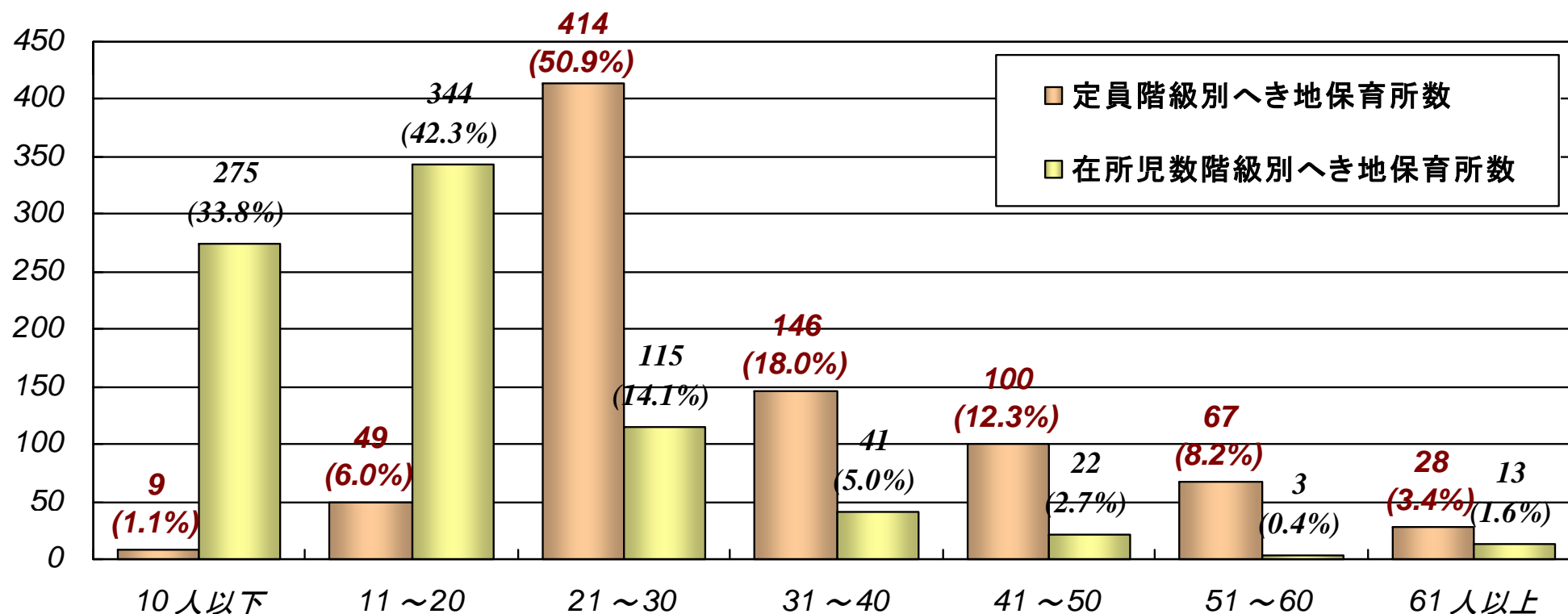
定員91～120人以下：22%

定員120人超：15%

へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。

(か所)



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

＜幼児教育経験者比率＞

①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。

②過疎地域は総務省調べ。

③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数 (5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】

自治体の単独保育施設の概要について

東京都・認証保育所

趣旨	大都市特性の多様な保育ニーズに応えるために都独自の基準(認証基準)を満たして設置された保育施設。																						
設置主体	A型:民間事業者等 B型:個人																						
対象	A型:0~5歳 B型:0~2歳																						
規模	A型:20~120名 B型:6~29名																						
施設基準	認可保育所に準じた扱いとする。 ・ 面積基準 0歳児及び1歳児 A型3.3㎡/人、B型2.5㎡/人 2歳以上児 A型・B型ともに1.98㎡/人 ・ 職員配置 6割以上が保育士等 ・ 開所時間 13時間以上(月曜日から土曜日まで開所)																						
補助	【運営費】 (基本額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢 \ 定員</th> <th>30人まで</th> <th>31~60人</th> <th>61人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>126,770円</td> <td>105,800円</td> <td>96,180円</td> </tr> <tr> <td>1~2歳児</td> <td>86,780円</td> <td>65,810円</td> <td>56,190円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>57,250円</td> <td>36,280円</td> <td>26,660円</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上</td> <td>53,260円</td> <td>32,290円</td> <td>22,670円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢 \ 定員	30人まで	31~60人	61人以上	0歳児	126,770円	105,800円	96,180円	1~2歳児	86,780円	65,810円	56,190円	3歳児	57,250円	36,280円	26,660円	4歳児以上	53,260円	32,290円	22,670円	【加算額】 ・定員45名まで:3,650円 ・定員46~60名 :2,730円 ・定員61名 :1,820円 ※その他、開設準備経費補助がある。
年齢 \ 定員	30人まで	31~60人	61人以上																				
0歳児	126,770円	105,800円	96,180円																				
1~2歳児	86,780円	65,810円	56,190円																				
3歳児	57,250円	36,280円	26,660円																				
4歳児以上	53,260円	32,290円	22,670円																				
利用方法	施設と利用者との直接契約																						
利用状況	平成21年4月現在 施設数:448所 定員:14,161人 入所数:13,428人																						
利用料金	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収																						
地域外利用	補助対象は都内在住の児童 ※補助対象外児童の受入れは、各施設の判断による。																						

横浜市・横浜保育室

趣旨	保育に欠ける3歳未満の子どもが良好な環境で養育されることを目的とした事業であり、低年齢児の待機児童解消及び多様な保育ニーズに応えるため、横浜市独自の基準を満たしている認可外施設について、市が認定し助成する制度。
設置主体	個人、法人、任意団体
対象	助成の対象は0～2歳児(暫定的に3歳児も助成)
規模	3歳児未満が20人以上
施設基準	認可外保育所基準を遵守。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積基準 乳児・2歳未満 2.475㎡/人、2歳児 1.98㎡/人 ・ 職員配置 最低必要人数の3分の2以上は、保育士等 ・ 開所時間 原則として月～金 7:30～18:30(日中11時間以上) 土曜 7:30～15:30
補助	0歳児 月額 105,100円 1～2歳児 月額 79,100円 (3歳児 暫定的に月額8,900円) ※障害児・時間外等に関する加算、家賃助成、設備助成などがある。
利用方法	施設と利用者との直接契約
利用状況	平成21年度 施設数:124所 定員 :4,087人 入所数 :3,329人
利用料金	3歳児未満は月額58,100円が上限(※一定の所得以下世帯や多子世帯には軽減制度あり)
地域外利用	助成は横浜市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。

仙台市・せんだい保育室

趣旨	認可外保育施設指導監督基準を上回る一定の基準を設け、それらの基準を満たす施設を認定し、運営経費の助成をすることにより、保育サービスの質の向上、保護者負担の軽減、保育基盤の整備を推進するもの。				
設置主体	個人又は法人				
対象	0歳児～未就学児				
規模	A型 45名以上 B型:10～59名				
施設基準	<p>認可外保育所基準を遵守。</p> <ul style="list-style-type: none"> 面積基準 0歳児及び1歳児 A型:3.3㎡以上/人 B型:2.475㎡以上/人 2歳以上児 1.98㎡以上/人 職員配置 A型:全員有資格者(保育士等)、常勤職員:3分の2以上 B型:有資格者(保育士等)が3分の2以上、常勤職員:3分の1以上 開所時間 月～金 概ね7:00～20:00 (B型は19:00) 土曜 概ね7:00～18:00 				
補助		A型(定員45～60人)	A型(定員61人～)	B型	※その他、多子減免助成、延長保育助成、施設整備補助(A型対象)などがある。
	0歳児	118,440円	107,600円	55,400円	
	1・2歳児	54,150円	43,310円	32,900円	
	3歳児	32,030円	21,190円	16,100円	
	4歳児以上	26,410円	15,570円	13,900円	
利用方法	施設と利用者との直接契約				
利用状況	平成21年度(8月現在) 施設数:64施設 定員:2,347人 入所児童数:1,980人				
利用料金(月額)	0～2歳児:53,600円以下 3歳児:27,600円以下 4歳児以上:26,800円以下				
地域外利用	助成は仙台市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。				

浜松市認証保育所

趣旨	認可外保育施設における入所児童の処遇改善や保育の質の向上を目的として、浜松市が定める一定の基準をクリアする施設を認定し、助成する制度。															
設置主体	個人、法人、民間事業者等															
対象	0歳から就学前までの児童															
規模	Ⅰ類:定員20人以上 Ⅱ類:定員6人以上															
施設基準	認可外保育施設指導監督基準を遵守。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積基準(保育室) Ⅰ類 0、1歳児 3.3㎡/人 2歳以上児 1.98㎡/人 Ⅱ類 全年齢 1.65㎡/人 ・ 職員配置 Ⅰ類の場合2分の1、Ⅱ類の場合3分の1以上が保育士又は看護師 ・ 開所時間 原則11時間以上 															
補助	<p>【運営費】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年齢 認証区分</th> <th style="text-align: center;">0歳児</th> <th style="text-align: center;">1, 2歳児</th> <th style="text-align: center;">3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Ⅰ類</td> <td style="text-align: center;">34,320円</td> <td style="text-align: center;">18,690円</td> <td style="text-align: center;">9,710円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Ⅱ類</td> <td style="text-align: center;">17,160円</td> <td style="text-align: center;">9,340円</td> <td style="text-align: center;">4,850円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他、施設整備費補助などがある。</p>				年齢 認証区分	0歳児	1, 2歳児	3歳以上児	Ⅰ類	34,320円	18,690円	9,710円	Ⅱ類	17,160円	9,340円	4,850円
年齢 認証区分	0歳児	1, 2歳児	3歳以上児													
Ⅰ類	34,320円	18,690円	9,710円													
Ⅱ類	17,160円	9,340円	4,850円													
利用方法	施設と利用者との直接契約															
利用状況	H21.4.1現在 施設数:22施設 定員 :1,148人 児童数 :631人															
利用料金	入所時に3歳未満の場合は月額80,000円、3歳以上の場合は月額77,000を上限とする															
地域外利用	助成は浜松市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。															

「認定こども園」制度の概要と現状①

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定
 - ① 教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
 - ② 地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H21.4.1現在)
幼保連携型		幼稚園と保育所の補助の組合せ	158カ所
幼稚園型		幼稚園の補助制度	125カ所
保育所型		保育所の補助制度	55カ所
地方裁量型		(一般財源)	20カ所
			計358カ所

「認定こども園」制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	22	滋賀県	7
青森県	2	京都府	0
岩手県	7	大阪府	5
宮城県	1	兵庫県	19
秋田県	15	奈良県	1
山形県	7	和歌山県	4
福島県	8	鳥取県	0
茨城県	11	島根県	2
栃木県	7	岡山県	5
群馬県	18	広島県	12
埼玉県	8	山口県	2
千葉県	12	徳島県	2
東京都	33	香川県	1
神奈川県	19	愛媛県	8
新潟県	5	高知県	5
富山県	3	福岡県	13
石川県	5	佐賀県	10
福井県	2	長崎県	26
山梨県	1	熊本県	1
長野県	8	大分県	5
岐阜県	2	宮崎県	11
静岡県	2	鹿児島県	16
愛知県	5	沖縄県	0
三重県	0	合 計	358

幼保連携推進室調べ(平成21年4月1日現在)

認定こども園への新たな財政措置

20年度1次補正予算：約21億円（文科省・厚労省合計）

20年度2次補正予算：「安心こども基金」1,000億円の内数（文科省・厚労省合計）

国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を図る

（注）私立認定こども園への措置。公立認定こども園については、別途地方財政措置。

1. 国の財政支援

（1）認定こども園施設整備費補助

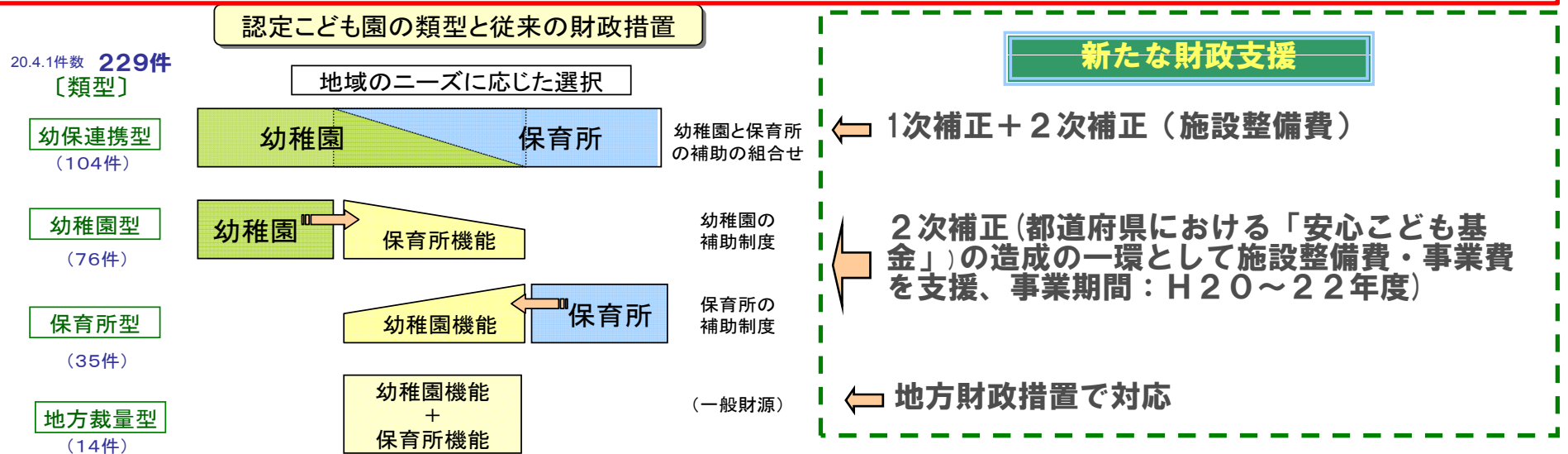
幼保連携型、幼稚園型、保育所型への移行を促進するために必要な施設整備費を支援

（2）認定こども園事業費補助

幼稚園型、保育所型の認可外部分（保育所機能、幼稚園機能）への事業費を支援

2. 地方財政措置

- ・1(1)(2)の地方負担について、地方財政措置
- ・地方裁量型について、地方公共団体が支援した場合に地方財政措置



経済危機対策（安心こども基金部分）概要

安心こども基金の拡充

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。（約1500億円）

安心こども基金（平成20年度第2次補正予算）

1000億円の基金創設（平成20年度～22年度）により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- | | | |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 1 保育所等緊急整備事業 | 2 放課後児童クラブ設置促進事業 | 3 認定こども園整備等事業 |
| 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業 | 5 保育の質の向上のための研修事業等 | |

今回の経済危機対策における拡充（1500億円の増額）

- ① 保育サービス等の充実 …雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ② すべての子ども・家庭への支援 …創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ ひとり親家庭等対策の拡充 …厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④ 社会的養護の拡充 …児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育（保育ママ）の拡大など、雇用情勢の悪化による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

①. 都市部における待機児童解消

- 保育所賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助
(財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む)

③. 家庭的保育（保育ママ）事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

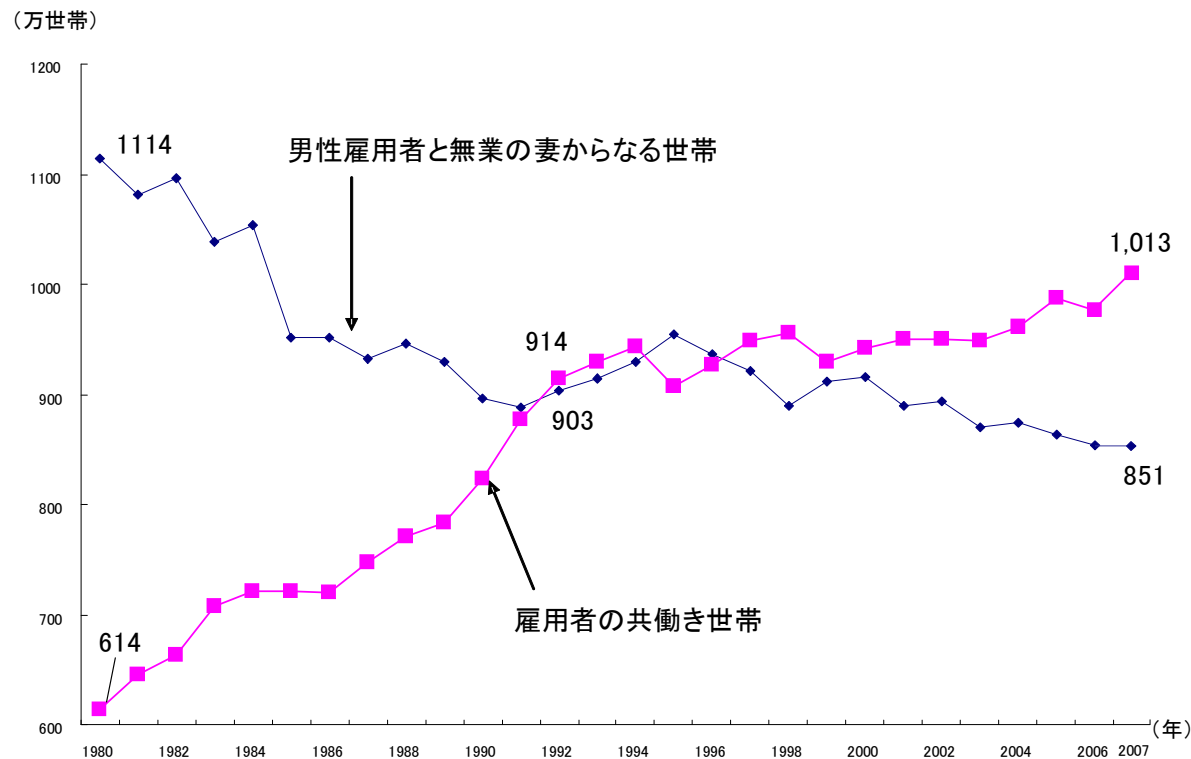
- 研修後の再就職支援コーディネーターを
全都道府県に配置

⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における研修支援・緊急環境整備

共働き世帯の増加

○ 従来は、共働き家庭は少なかったが、1997年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている。



(備考)

1. 平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 昭和60年以降は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦、子供と親から成る世帯」のみの世帯数。
5. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

子どものいる女性の就業希望

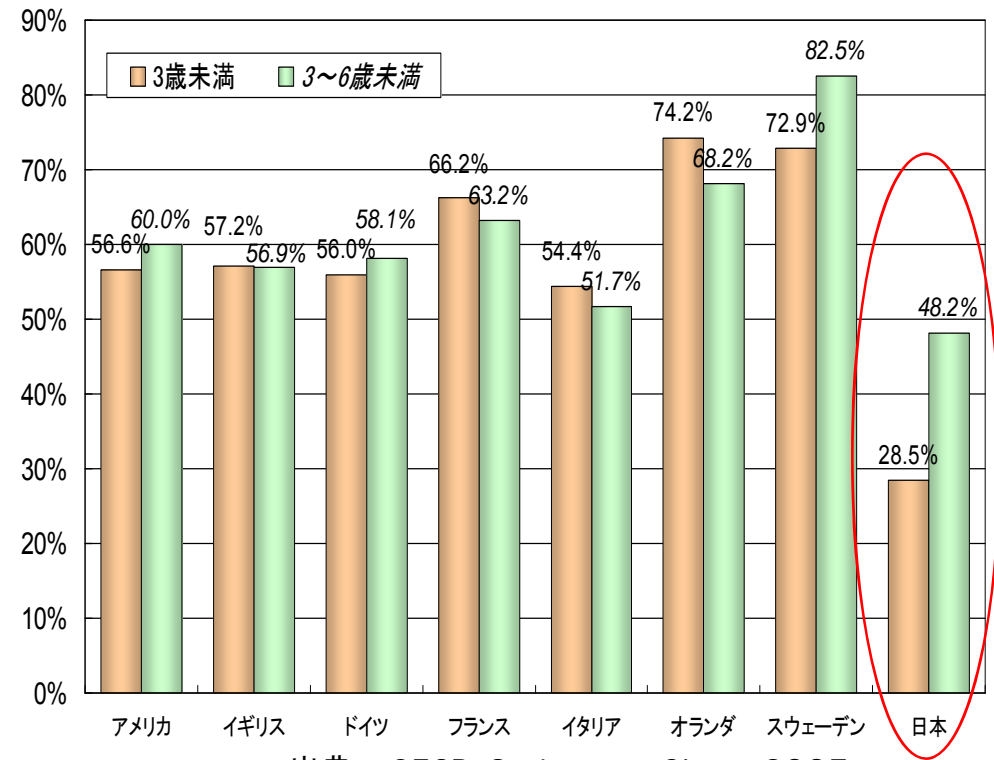
○ 我が国では、諸外国に比べ、若い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における母の就業状態(平成18年)

	末子の年齢			
	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4

出典:総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

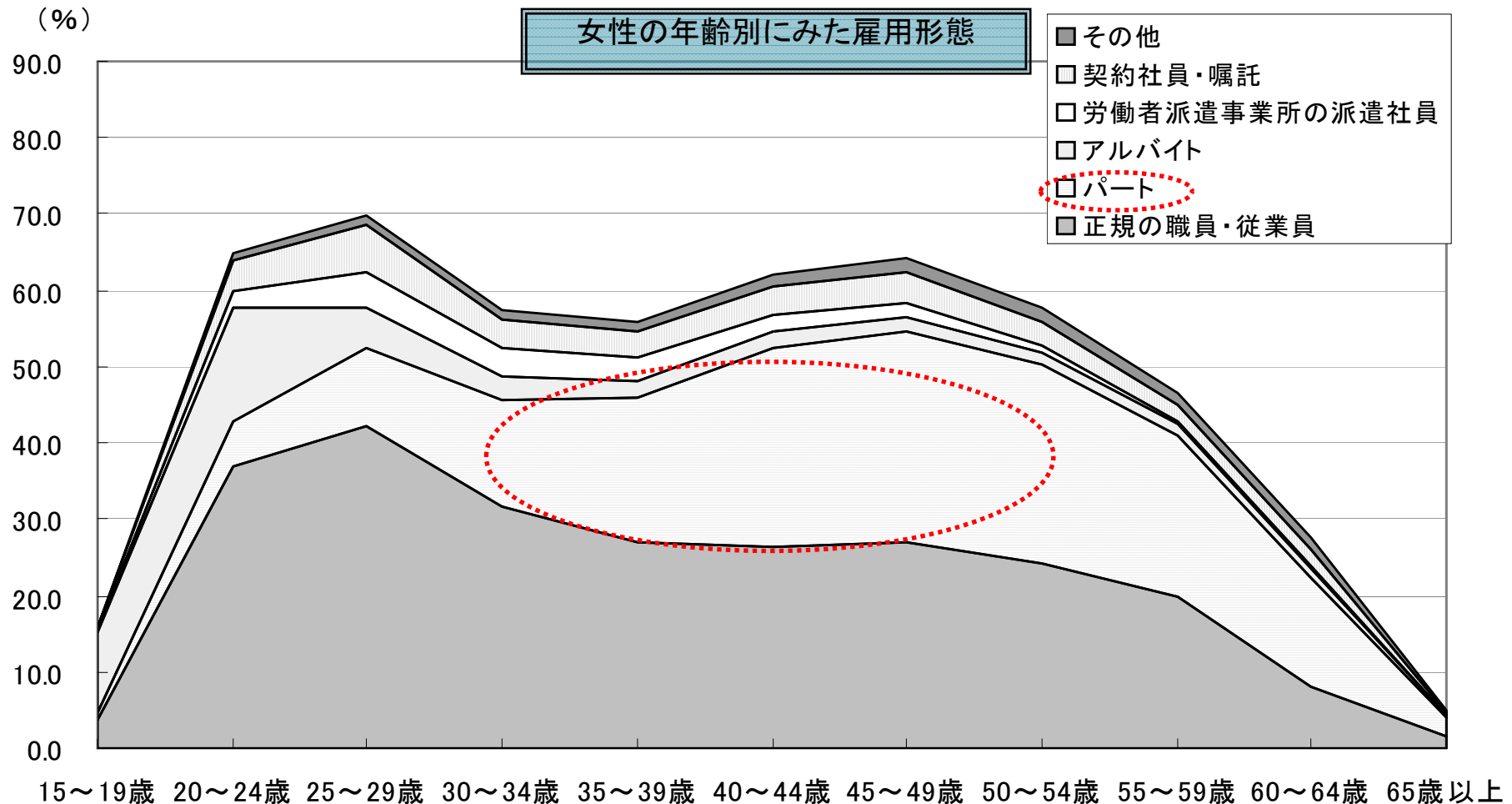
6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)



出典: OECD: Society at a Glance 2005

女性の年齢別にみた働き方

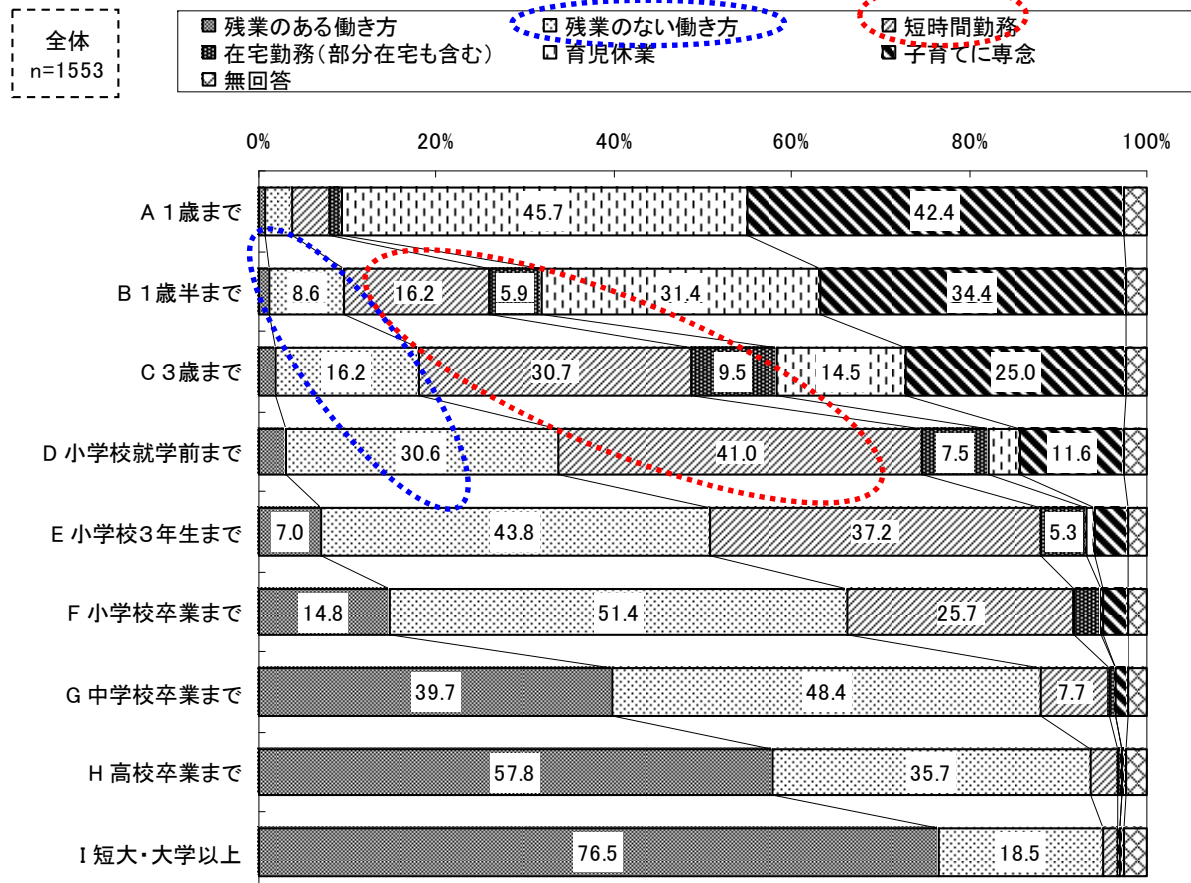
- 女性の就業率自体は、25～29歳層をピークに、出産を契機とした退職等によって30～39歳層で下がり、その後、40～49歳層まで緩やかに上昇（M字カーブ）。
- ただし、雇用形態としては、20～29歳層は正規職員が主であるが、30歳以降、正規職員の割合は下がり続け、パートが増加。



育児期の母親が希望する働き方(短時間勤務・残業免除)

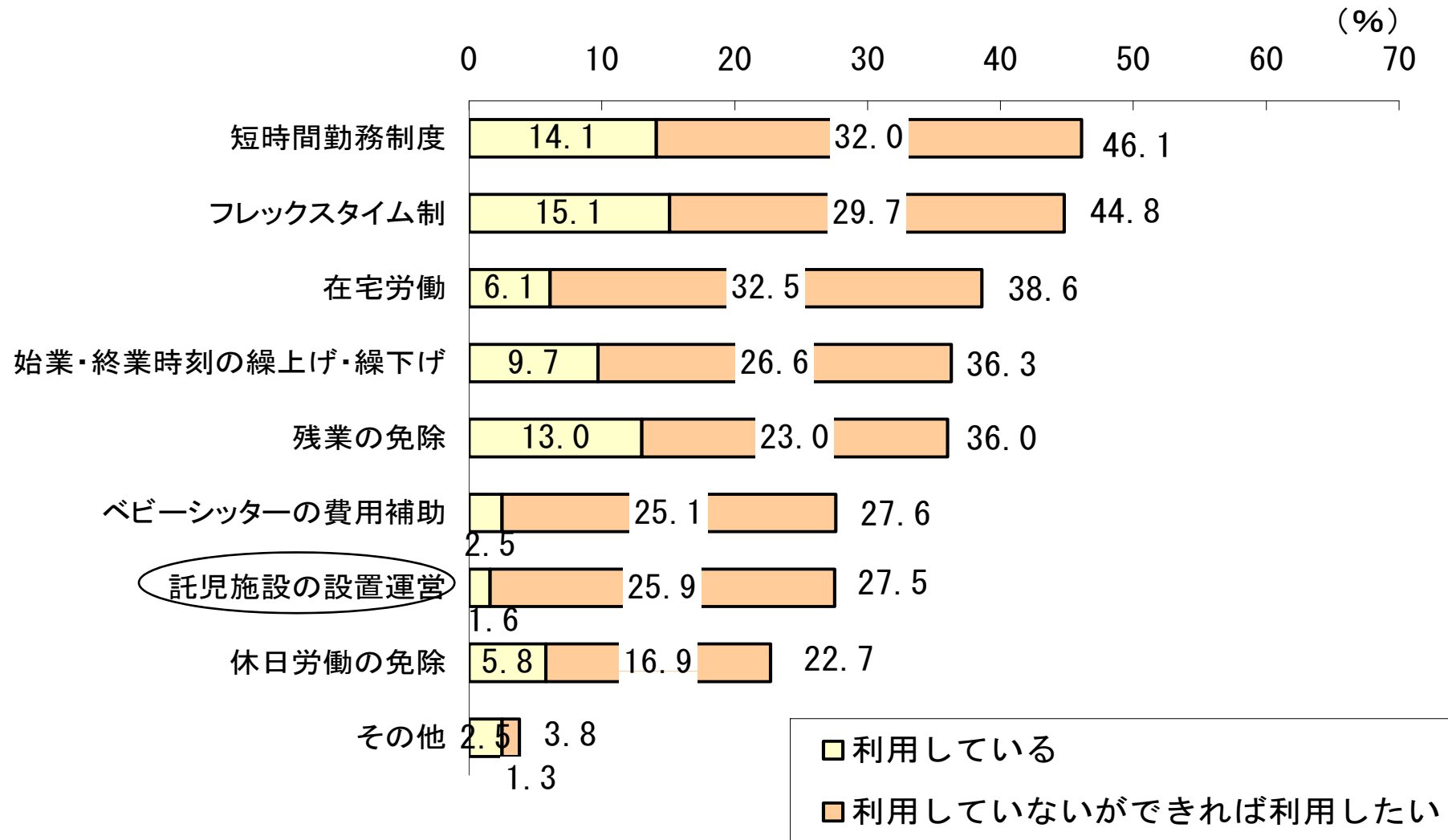
○ 育児期の母親が希望する働き方を見ると、1歳～小学校就学までは「短時間勤務」を希望する人が最も多く、次いで「残業のない働き方」となっている。

子の年齢別にみた、子を持つ母親として望ましい働き方(従業員調査)



注: 図表を見やすくするために、5.0%未満はデータを表示していない。

企業が行う育児支援制度で利用しているもの・したいもの



資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」（平成15年）
 (注) 就学前の子どもがいる雇用者に聞いたもの（複数回答）